

日本共産党の山本伸裕です。議員提出議案7号、「全国知事会の決議を支持し、日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書」についてご説明申し上げます。県民クラブ、新社会党の議員各位との共同提案であります。

本意見書は、全国知事会が全会一致で決議し、今年7月に日米両政府に対し提出された提言を全面的に支持するという意思を県議会として表明しようというものであります。

日米地位協定は、1960年1月に改定された日米安保条約の第6条に基づく、全28条からなる協定であります。

この地位協定によって、米軍に対し、世界に例を見ない数々の特権が与えられています。例えば、国内法であれば当然処罰されるはずの米兵による犯罪行為の大半が、地位協定によりまともに処罰されていないという事実であります。本来であれば日本側が第一次裁判権を持つはずの公務外の犯罪のうち8割強が不起訴となっております。法務省が作成した資料によると、昨年の米軍関係者による犯罪の処分状況は、住居侵入、強制わいせつ、強制性交、暴行、毀棄隠匿の刑法犯22件のうち起訴されたのはゼロであります。窃盗犯は起訴2件、不起訴30件であります。自動車による過失致死傷は起訴24件に対し不起訴145件、およそ日本国内ではありえない数字であります。公務中であろうが公務外であろうが、米軍関係者の犯罪や事故を日本側がほとんどまともに裁くことができないという実態があります。キャサリン・ジェーン・フィッシャーさんは2002年、神奈川県横須賀市で米兵から性的暴行を受けました。ところが横浜地裁は何の理由の説明もなくこの米兵を不起訴処分としました。キャサリンさんは、地位協定などによって犯罪者が守られ、被害者がさらなる苦痛を受けるのはおかしいと、東京地裁に民事裁判を起しました。しかし犯人は審理中に米国に帰国してしまいます。2004年にキャサリンさんの訴えは全面的に認められ、被告に300万円の慰謝料支払いなどが命じられましたが、犯人の所在は分からず賠償金は支払われず、結局日本政府が判決と同額の見舞金を支払いました。世界でも例を見ない非常識な対応であります。さらに、地位協定9条により、米兵は旅券なしでいつでも日本に出入国できます。いつ、どこに、どれだけの米軍構成員が滞在しているのか、日本政府は把握できません。彼らが犯罪の被疑者となっても、知らないうちに帰国してしまえば日本政府は手出しできません。また米軍基地は地球規模で展開する米軍の補給拠点となっており、様々な物資が流入していますが、出入国管理の重要な柱である検疫手続きについて何の規定もないため、検疫が実施されるかどうかはアメリカ側次第となっております。地位協定4条では、米軍は基地の返還時に原状回復する義務を免除されています。日本の環境法を守る義務もありません。2013年に米軍嘉手納基地の一部返還跡地のサッカー場で、ベトナム戦争時に枯葉剤を製造した米国企業名が記載されているドラム缶83本が発見されました。そこからは環境基準の8.4倍以上のダイオキシン類が検出されました。土壌汚染の除去費用はすべて日本政府側の負担であります。沖縄防衛局の資料によると、返還跡地における土壌汚染に係る除去費用は1981年から2006年に

かけての 25 年間で 10 億 7 千万円余であります。さらに、地位協定 3 条では、米軍による基地の排他的管理権を規定し、日本の国内法を除外する特権が与えられています。米側は基地を自由勝手に使用し、事故や騒音、環境汚染など、日本の法令に違反した被害をもたらしても米側は警察や政府・自治体職員の立ち入りを拒むことができます。この第 3 条のために、本来なら国内で飛行できるはずのない、オートローテーション機能を持たないオスプレイが日本全土を自由勝手に飛行しているわけであり、昨年 10 月、沖縄県の民有牧草地に米軍ヘリが墜落しました。沖縄県警は現場に規制線を張り、土地の所有者すら立ち入ることができず、米軍は墜落地点の土壌を勝手に持ち去りました。さらに昨年末、沖縄県宜野湾市の普天間第二小学校に米軍ヘリの窓が落下しました。警察は証拠物品である窓を差し押さえることもせず米軍に返却。事故の検証のために自衛官が基地内に入るといった事が合意されたものの、いまだに実現していません。

そして地位協定第 5 条で米軍機や艦船は、着陸料や入港料を課されることなく日本の民間港湾・空港を利用することができ、さらに米軍の移動の自由を保障する目的から、有料道路の利用料はすべて免除されています。免除された金額は全額日本政府が肩代わりしており、防衛省によると米艦船などの入港により 2016 年度に日本が負担した金額は約 2 6 0 万円。さらに高速道路利用料の負担額は同年度で 7 億 3 千万円となっています。国土交通省によると米軍機の 2017 年の空港使用回数は全国で 3 2 4 回。日本の負担額は公表しておりませんが、数千万円規模の負担となっていることが推察されます。地位協定 5 条 2 項で米軍の移動の自由を保障していることを根拠として、移動と称して提供区域外での米軍機の飛行訓練がまかり通っています。昨今、九州や沖縄では普天間基地所属機などの緊急着陸などが多発し、定期便の運航に大きな支障をきたしています。熊本空港は自衛隊高遊原分屯地が隣接し、また日米共同軍事演習が行われる大矢野原演習場のふもとに存在することから、欠陥機と言われるオスプレイの飛来も含めた米軍機の離着陸、あるいは緊急着陸が常態化する事態も懸念されます。アジアのゲートウェイ化をめざし、創造的復興のシンボルとして大空港構想を位置付けている熊本県としては、地位協定に基づき米軍が我が物顔で熊本空港を利用する危険性についても懸念や警戒感をもって対応する必要があるのではないのでしょうか。

地位協定によって日本の主権が侵害されている事例はあげればきりがありません。こうした不平等で屈辱的な協定に対し、知事会が全会一致で見直しを求めたことは、画期的出来事であると同時に極めて良心的、常識的な決断であったと評価するものであります。意見書案には、日米安全保障体制を積極的に肯定する知事会のコメントも盛り込まれております。私や新社会党の岩中議員もこの意見書案の共同提案者でございますが、もちろんこの日米安保の部分に関しては見解は異なります。それでもあえてこのコメントを意見書に表記したのは、日米安保体制を評価する方々によってこの決議が作成され、全会一致で決議され、日米両政府に提出されたことの重要な意味を受け止めるべきだと判断したからであります。この決議に賛同する立場は、右も左も異論はないのではないのでしょうか。事実佐賀県議会では、地位協定の見直しを求める意見書が全会一致で可決されました。憲法改定論者の皆様も含め、党派立場の違いを超えて、日本と日本国民をこんな屈辱的な状況のもとに置いている地位協定は見直すべきだとともに声をあげようではありませんか。各位のご賛同を心から呼びかけ、提案説明を終わります。

こうした日本の主権侵害はあげれば枚挙にいとまがありませんが、きりがありませんのでこれくらいの紹介にとどめたいと思います。提案した意見書にも表記しております通り、日米両政府に提出された提言では、日米安全保障体制を積極的に肯定する表現が盛り込まれております。つまり日米安保条約を積極的に支持する皆さんが中心となって、日米地位協定は見直しをしなければならないという意思表示がおこなわれたという事をぜひご理解いただきたいと思います。私たちとしては日米安全保障体制に対する評価は一致しておりませんが、あえて紹介させていただきました。安保条約積極賛成の方も、憲法改定を支持される方も、どう考えたってこんな世界に例を見ない主権侵害の地位協定は見直すべきだと声をあげておられるわけであります。佐賀県議会も、全会一致で地位協定の見直し求める決議を採択されたそうではありますが、蒲島知事も賛同している全国知事会の決議、ぜひ全会一致で熊本県議会としても賛同の意思表示をしようではありませんか。議員各位のご賛同をお願いしまして説明を終わります。